

市民税・都民税(住民税)の申告はお済みですか

納税通知書等が届いた方で、市民税・都民税(住民税)の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。すでに申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、申告をすることで最長過去5年間さかのぼって税額が下がる場合があります。

所得控除の種類

雑損/医療費/社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)/生命保険料/地震保険料/寡婦・ひとり親/勤労学生/障害者/配偶者/配偶者特別/扶養/寄附金

問 所得税減額手続き = 立川税務署 ☎ (042) 523-1181

各種控除の適用条件など = 課税課 → 課税課(内569)



西窓ヶ窪緑地(エックス山の林の若返り・維持管理の活動に参加しませんか

エックス山等市民協議会との協働事業です。

■作業日 6月9日・16日・23日(金)9時30分～11時30分
場 市民室内プール西側「むかし

の井戸」(集合) ↓ 緑と公園課(内353)



公開 しています

● 医療的ケア児支援関係者会議
日 6月16日(金)14時
場 リオンホール

内 保育所等での医療的ケア児受け入れに関する報告など

注 手話通訳・要約筆記の希望者は6月6日(火)、傍聴希望者は15日(木)までに FAX 042・324・6831 または電話で障害福祉課へ

↓ 障害福祉課(内522)

暮らし

児童手当・特例給付
現況届のご案内

児童手当・特例給付現況届の提出は、原則不要です。提出が必要な方へは、現況届提出に関する

するご案内を郵送していただきます。で、期限までに提出ください。
提出期限 6月23日(金)

↓ 子ども子育て支援課(内線378)

後期高齢者医療制度

交通事故などの治療で
保険診療を受けられます

交通事故など第三者から受けただけがなどの治療費は、原則として加害者が過失割合に応じて負担すべきですが、届け出ることで保険診療を受けられます。

事故(自損事故含む)に遭って診療を受ける場合は、速やかに保険年金課へご連絡ください。連絡後、届け出に必要な書類(被書届など)を郵送しますので、記入のうえ、事故日から30日以内にご提出ください。

注 交通事故の場合、警察の事故証明書が必要になります。医療機関には事故(自損事故含む)による受診であることをお申し出

ください。

↓ 保険年金課(内319)

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品差額
通知等を郵送

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知等を、6月下旬と12月中旬に郵送します。医師・薬剤師と相談のうえ、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。令和4年6月に差額通知等をお送りした方がジェネリック医薬品に切り替えたことで、1人当たり1か月1千881円の医療費の軽減効果がありました。

注 75歳以上で生活習慣病などに関する医薬品が処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方



令和5年度 市民税・都民税納税通知書、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

令和5年度市民税・都民税が課税になる方へ、市民税・都民税の普通徴収(個人払い)の納税通知書を6月9日(金)に発送します。これに伴い、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を同日から発行します。

また、市民税・都民税が公的年金から特別徴収(天引き)される方で、普通徴収で納める税額がない方には、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送します。この通知書は年金から特別徴収をする金額を示したもので、窓口などで納付する必要はありません。

なお、市民税・都民税がすべて給与からの特別徴収となる方には、勤務先へ税額決定通知書を郵送した5月12日から、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を発行しています。

注 所得税の確定申告書を3月16日以降に提出された方は、市民税・都民税の課税計算に間に合わず、確定申告書の内容が通知に反映されていない場合があります。その場合、改めて課税計算を行い、後日税額変更の通知を郵送します。

→ 課税課(内569)



問 ジェネリック医薬品差額通知 サポートデスク ☎ 0120・629・016
【第1回通知】 発送日の翌日(6月下旬)～7月31日(月)
【第2回通知】 発送日の翌日(12月中旬)～令和6年1月31日(水)
※ いずれも9時～17時(土日祝日、12月29日(金)～令和6年1月3日(水)を除く)
↓ 保険年金課(内319)

原子爆弾で被爆された方へ見舞金を支給

注 6月1日時点、被爆者健康手帳をお持ちで、市の住民基本台帳に記録されている方

見舞金額 26,000円

※ 例年6月と12月に13,000円ずつ支給していましたが、今年から年1

回、6月に26,000円を支給することになりました

申 6月1日(木)～9日(金)に直接または郵送(必着)で〒185-8501 地域共生推進課(市役所第2庁舎)へ
→ 地域共生推進課(内348)

今月の議会(6月・7月)

5月1日に市議会議員が改選されたことに伴い、6月9日(金)から開催される第2回定例会の日程は、7日(水)の議会運営委員会で決定します。

なお、議会運営委員会も含め、

予定になりますので、日程が決まり次第、市HP [検索](#) 1000106に掲載します。

詳しくは、市HPをご確認いただくか議会事務局へお問い合わせください。

→ 議会事務局(内467)